

平成28年第5回飛騨市議会定例会議事日程

平成28年12月14日 午後3時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		指定管理者の指定について(飛騨市大無雁コミュニティーセンター)の訂正について
第3	議案第136号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案第137号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案第138号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第139号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案第140号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
第8	議案第141号	飛騨市ロスト・ライン・パーク条例について
第9	議案第142号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第10	議案第143号	指定管理者の指定について(飛騨市デイサービスセンター等)
第11	議案第144号	指定管理者の指定について(飛騨市大無雁コミュニティーセンター)
第12	議案第145号	指定管理者の指定について(飛騨市西忍コミュニティーセンター)
第13	議案第146号	指定管理者の指定について(飛騨市坂下生活改善センター)
第14	議案第147号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川町高齢者コミュニティーセンター)
第15	議案第148号	指定管理者の指定について(飛騨市東町コミュニティーセンター)
第16	議案第149号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
第17	議案第150号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
第18	議案第151号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について
第19	議案第152号	飛騨市電線類の設置基準を定める条例について
第20	議案第153号	財産の無償譲渡について(栄町ふれあい広場)

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第154号	平成28年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
第22	議案第155号	平成28年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
第23	議案第156号	平成28年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
第24	議案第157号	平成28年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
第25	議案第158号	平成28年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)
第26	議案第159号	平成28年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第27	議案第160号	平成28年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)
第28	議案第162号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第29	議案第163号	平成28年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)
第30	意見第1号	免税軽油制度の継続を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		指定管理者の指定について（飛騨市大無雁コミュニティーセンター）の訂正について
日程第 3	議案第 1 3 6 号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 1 3 7 号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 1 3 8 号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 1 3 9 号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 1 4 0 号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 1 4 1 号	飛騨市ロスト・ライン・パーク条例について
日程第 9	議案第 1 4 2 号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第 1 0	議案第 1 4 3 号	指定管理者の指定について（飛騨市デイサービスセンター等）
日程第 1 1	議案第 1 4 4 号	指定管理者の指定について（飛騨市大無雁コミュニティーセンター）
日程第 1 2	議案第 1 4 5 号	指定管理者の指定について（飛騨市西忍コミュニティーセンター）
日程第 1 3	議案第 1 4 6 号	指定管理者の指定について（飛騨市坂下生活改善センター）
日程第 1 4	議案第 1 4 7 号	指定管理者の指定について（飛騨市宮川町高齢者コミュニティーセンター）
日程第 1 5	議案第 1 4 8 号	指定管理者の指定について（飛騨市東町コミュニティーセンター）
日程第 1 6	議案第 1 4 9 号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 1 7	議案第 1 5 0 号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
日程第 1 8	議案第 1 5 1 号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について
日程第 1 9	議案第 1 5 2 号	飛騨市電線類の設置基準を定める条例について
日程第 2 0	議案第 1 5 3 号	財産の無償譲渡について（栄町ふれあい広場）
日程第 2 1	議案第 1 5 4 号	平成 2 8 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 4 号）
日程第 2 2	議案第 1 5 5 号	平成 2 8 年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第 3 号）
日程第 2 3	議案第 1 5 6 号	平成 2 8 年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第 3 号）
日程第 2 4	議案第 1 5 7 号	平成 2 8 年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第 3 号）
日程第 2 5	議案第 1 5 8 号	平成 2 8 年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 2 6	議案第 1 5 9 号	平成 2 8 年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 2 7	議案第 1 6 0 号	平成 2 8 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第 3 号）
日程第 2 8	議案第 1 6 2 号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 2 9	議案第 1 6 3 号	平成 2 8 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 5 号）
日程第 3 0	意見第 1 号	免税軽油制度の継続を求める意見書

○出席議員（14名）

1番	仲井	谷	文	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	森	下	真	次
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	小	倉	孝	文
教育長	山	本	幸	一
代表監査委員	福	田	幸	博
会計管理者	藤	井	義	昌
総務部長	東	佐	藤	司
財政課長	野	村	久	徳
教育委員会事務局長	清	水	雅	貢
企画部長	水	上		廣
商工観光部長	石	腰	明	豊
環境水道部長	湯	之		宏
市民福祉部長	柚	下		誠
農林部長	柏	原	雅	行
基盤整備部長	青	木	孝	則
消防長	坂	木	順	一
病院管理室長	佐	場	哲	哉
		藤		

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	十	松	昭	英
書記	中	垣	由	香

(開会 午後 3 時 0 0 分)

◆開会

◎議長 (葛谷寛徳)

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により 2 番、井端浩二君、3 番、澤史朗君を指名いたします。

◆日程第 2 指定管理者の指定について (飛騨市大無雁コミュニティーセンター) の訂正について

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第 2、指定管理者の指定について (飛騨市大無雁コミュニティーセンター) の訂正についてを議題といたします。説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長 (葛谷寛徳)

教育委員会事務局長、清水貢君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

[教育委員会事務局長 清水貢 登壇]

□教育委員会事務局長 (清水貢)

本定例会に提出しています、議案第 144 号、指定管理者の指定について (飛騨市大無雁コミュニティーセンター) の内、2、指定管理者となる団体の名称で飛騨市宮川町の住所を間違えて表記していたため、訂正させていただきたくお願いをする次第でございます。改めて、指定管理者となる団体の名称は、飛騨市宮川町大無雁 91 番地、南部振興会、会長、大江義弘です。

本間違いにつきましては全て私の確認不足です。申しわけありませんでした。

[教育委員会事務局長 清水貢 着席]

◎議長 (葛谷寛徳)

お諮りします。ただいま議題となっています、指定管理者の指定について (飛騨市大無雁コミュニティーセンター) の訂正については承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって指定管理者の指定について（飛騨市大無雁コミュニティーセンター）の訂正については承認することに決定しました。

- ◆日程第 3 議案第 1 3 6 号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第 1 5 議案第 1 4 8 号 指定管理者の指定について（飛騨市東町コミュニティーセンター）
及び

日程第 2 8 議案第 1 6 2 号 飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 3、議案第 1 3 6 号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 1 5、議案第 1 4 8 号、指定管理者の指定について（飛騨市東町コミュニティーセンター）までの 1 3 案件及び日程第 2 8、議案第 1 6 2 号、飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての合わせて 1 4 案件を会議規則第 3 5 条の規定により一括して議題とします。

これら 1 4 案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔総務常任委員長 中嶋国則 登壇〕

●総務常任委員長（中嶋国則）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第 1 3 6 号から議案第 1 4 8 号までの 1 3 案件および議案第 1 6 2 号の計 1 4 案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告をいたします。

去る 1 2 月 9 日午前 1 0 時より委員会室で審査を行いました。

はじめに、議案第 1 3 6 号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づき民間給与との格差を埋めるため給与改定等、所要の改正を行うものです。

質疑では、配偶者手当を減額し子に係る手当を上げた理由についての質問があり、子育て世代に配慮し配偶者手当の減額によって得られる原資を子に係る手当に配分した。また、配偶者控除の引き上げにも関係しているとの答弁がありました。

自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告すること

に決定いたしました。

次に、議案第137号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第138号、飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、議案第139号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての3案件について申し上げます。

これら3案件の改正は人事院勧告に基づく飛騨市職員の給与改定に準じ、期末手当の期別支給割合を改定するものであります。改正の内容は現行の期末手当、年間4.15ヶ月を4.25ヶ月分に引き上げるとの説明がありました。

質疑では、今回は民間との格差を埋めることで上がったが、民間が下がれば連動して下がるのかとの質問があり、飛騨市では人事院勧告に準拠している。下がるときには引き下げという提案をさせていただくという答弁がありました。

3案件とも自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第140号、飛騨市税条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は督促状の発送期限について地方税法上、納期限後20日以内と規定されているが、特例規定を適用し30日以内と条例で定めるものとの説明がありました。

質疑では、30日は飛騨市独自の設定かの質問があり、過去の実績から督促状発送事務を精一杯行っても、祝祭日が多い月には25日間かかることから、今回30日とさせて頂いたとの答弁がありました。

自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第141号、飛騨市ロスト・ライン・パーク条例について申し上げます。

本案は、鉾山の町として歩んできた歴史と文化を伝える旧神岡鉄道や鉾山に関する財産を活かした施設を整備し、市民の関心や知識の向上及び地域の観光資源としての活用に応じ、市の活性化を目的とした施設の設置に伴う制定で、具体的に、旧奥飛騨温泉口駅から旧漆山駅までの10.5キロメートル間を行政財産に移し指定管理者による管理を行いたいとの説明がありました。

質疑では、鉾山の産業遺産等もこの条例による理解でよいかの質問に、鉾山の産業遺産化について定めたものではないが、現に旧奥飛騨温泉口駅でそうしたことについて展示を頂いており、神岡の歴史や文化、昭和の街の雰囲気そういったものをこの事業によってお伝えすることができるとの答弁がありました。また、漆山までの溪谷コースの安全確認についての質問があり、今、委託の中で報告書が上がってくる段階。今後、指定管理させて頂ければ、安全管理についてしっかりと運営管理にあたっていきたい。さらに、NPO法人側のメリット等についての質問に、管理区分がはっきりして行政とNPO側と協議を重ねていく体制ができるとの答弁がありました。また、鉄橋などの占

用許可の期限についての質問に、「地域づくりのための占用」に用途変更し更新していきたいとの答弁がありました。

自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第142号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案の改正内容は、不特定多数の人員を収容する防火対象物のうち、火災被害を最小限にするために重要な設備として消防法令で定める消防用設備が未設置のものについて、その防火対象物の名称、所在地及び違反の状況を利用者に公表するものです。

質疑では、現在の防火対象物の違反件数の質問があり、6件との答弁がありました。また、情報の公表方法についての質問には、現在は市のホームページのみで考えているが、広報誌についても今後、検討していくとの答弁がありました。

自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第143号、指定管理者の指定について（飛騨市デイサービスセンター等）について申し上げます。

本案は古川町、河合町、宮川町の各デイサービスセンター及び河合町、宮川町の保健センターの指定管理者を吉城福祉会に指定する案件です。

質疑では平成30年度以降の収支計画が赤字になっているが、指定管理者とはどのような話し合いをもっているかの質問があり、法人全体として収支的なバランスを見る中で、利用者の増加を図り黒字を目指す方向で打ち合わせしているとの答弁がありました。

自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第144号、指定管理者の指定について（飛騨市大無雁コミュニティーセンター）及び、議案第145号、指定管理者の指定について（飛騨市西忍コミュニティーセンター）、議案第146号、指定管理者の指定について（坂下生活改善センター）、議案第147号、指定管理者の指定について（飛騨市宮川町高齢者コミュニティーセンター）、議案第148号、指定管理者の指定（飛騨市東町コミュニティーセンター）について申し上げます。これらの5案件は一括議題として審査を行いました。

最初に5施設の概要説明、施設名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間の説明があり、各施設の指定管理に係る指定管理料はゼロ円との説明がありました。質疑では、今後の施設管理のあり方について、市の所有として管理していくのか、地区に譲渡していくのかとの質問があり、今回の指定管理に先立ち、地域の役員の方とそれぞれ協議をさせていただいている。人口減や高齢化ということで、なかなか地域として施設の譲渡を受けて維持管理するのは困難だが、今後も継続して協議して頂けるように提案しているとの答弁がありました。そのほか、その他の収入及び利用料金収入についての質

問がありました。

これら5案件について、自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

最後に、議案第162号、飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飛騨市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、12月2日に公布された地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い改正を行うものです。

質疑では、休暇取得による公務への支障についての質問があり、現在の状況で育児休業取得者は8名、介護休暇実績なし。事務に支障がないような人事異動や、臨時職員で対応している、また、制度改正については職員組合を通じて周知し休暇の取りやすい環境を整えたいとの答弁がありました。そのほか、休暇取得の上限に関する質問がありました。

自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 中嶋国則 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認めます。質疑がないようですので質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第136号から議案第148号までの13案件及び議案第162号の合わせて14案件については、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第136号から議案第148号までの13案件及び議案第162号の合わせて14案件については、いずれも委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。これら14案件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら14案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第16 議案第149号 飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
から

日程第20 議案第153号 財産の無償譲渡について（栄町ふれあい広場）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第16、議案第149号、飛騨市下水道条例の一部を改正する条例についてから
日程第20、議案第153号、財産の無償譲渡について（栄町ふれあい広場）までの5
案件を会議規則第35条の規定により一括して議題とします。

これら5案件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任
委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 洞口和彦 登壇〕

●産業常任委員長（洞口和彦）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第149号から議案第153号まで
の5案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

去る12月9日午後1時より、委員会室で審査を行いました。

はじめに、議案第149号、飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について申し上げ
ます。本案は、議案第140号、飛騨市税条例等の一部改正する条例の「督促状の発
行期間に関する規定の追加」に伴う改正との説明がありました。督促状の発行期間を納
期期限後20日以内から30日以内に改正するものです。

質疑では、飛騨市税条例の改正に準用する形になっているが、提案の手順の良否につ
いての質問があり、法律改正があった場合、法律が施行された後、条例改正していくと
同じように、関連する市の条例等、単体ではなく検討委員会の中で検討していくよう改
善したいとの答弁がありました。

自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告すること
に決定いたしました。

次に、議案第150号、飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
申し上げます。

本案は、古川町朝開町農産物直売施設を平成29年度より指定管理施設として運用し
たため、施設の位置付けを明確にするものです。

質疑では、休館日が無休になっている点について質問があり、現段階としては地場産
市場としては無休で進めて行きたいと考えている。休館日については申請により変更が
できるとの答弁がありました。また、隣接する飲食店との関係についての質問があり、
飲食店には普通財産の有償貸付けということで貸与している。条例改正については飲食
店の方とも協議をした上で進めているとの答弁がありました。

自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告すること
に決定いたしました。

次に、議案第151号、飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について申

上げます。

本案は、これまで街なみ環境施設として管理してきた栄町ふれあい広場を古川町第13区・14区自治会へ無償譲渡することに伴い当該条例から廃止するものです。

質疑、自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第152号、飛騨市電線類の設置基準を定める条例について申し上げます。

本案は、古川町市街地の祭事が行われる区域における道路上空の電線類の設置基準を定めるものです。設置基準として、道路横断する電線類の高さを路面から7.4メートル以上としたとの説明がありました。

質疑では、基準を満たさない地域での対応についての質問があり、基準の高さがいらないと確認がとれば低い高さでも認める対応となる、申請の中で随時審査し、台組等々と確認をしながら決定していきたい。また、今回の制定は、これから新設されるものが対象で、既存のものについては商工観光部のほうで、順次対応していくとの答弁がありました。そのほか、各家庭の引き込み線も対象になるかとの質問がありました。

自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

最後に、議案第153号、飛騨市財産の無償譲渡について（栄町ふれあい広場）について申し上げます。

本案は、栄町ふれあい広場を古川町第13区・14区自治会に無償譲渡することで、地域での利活用の促進を図るものです。

質疑、自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 洞口和彦 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですから質疑を終結します。これより討論に入りますが、議案第149号から議案第153号の5案件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第149号及び議案第153号までの5案件については、いずれも委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。これら5案件は、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら5案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第21 議案第154号 平成28年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）
から

日程第27 議案第160号 平成28年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第3号）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第21、議案第154号、平成28年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）から、日程第27、議案第160号、平成28年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第3号）までの7案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら7案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略をいたします。

これより討論を行います。議案第154号から議案第160号までの7案件につきましては、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第154号から議案第160号までの7案件については一括採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認め、これより一括採決いたします。

議案第154号から議案第160号までの7案件については、いずれも委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。よってこれら7案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第154号から議案第160号までの7案件については、原案のとおり可決されました。

◆日程第29 議案第163号 平成28年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第29、議案第163号、平成28年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）を議題といたします。なお、説明資料の配布の申し出がありましたので、これを許可いたしました。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

議案第163号にて提案しております、一般会計補正予算の審議をお願いするにあたり、その概要についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、地方自治法第100条第1項に基づく「飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会」の調査経費であります。今議会初日の11月28日に上程されました発議第4号において、平成28年9月28日の議決額10万円以下に加えて、弁護士費用や議事録作成等に必要経費として130万円が追加され、所要経費の総額を140万円以下とする決議が行われたところです。本補正予算は、その決議の議決を受けて議会事務局から提出された予算要求を踏まえ、調査特別委員会の調査に必要とされる経費を提案するものであります。この予算については、議会において様々な議論があったことを考慮し、予算の詳細な積算内容を明らかにすべきと考え、お手元に積算の内訳を配布いたしました。この資料に基づき、内容をご説明申し上げます。

この予算は、100条委員会の運営にあたって出席を要請する証人に対する日当と旅費、議事録の作成、そして弁護士事務所運営全般の指導・助言等を委託する費用から構成されており、このうち、弁護士事務所への委託料が約7割を占めております。

委員会は、毎回事前に行われる準備会を合せ、予算の及ぶ今年度内、つまり来年3月までの約3ヶ月間に、20回開催されることとなっております。また、証人は計7名におのおの2回ずつ委員会への出席を求めるとされております。

謝礼は、証人に対するもので、今ほど申し上げました7名に対して各2回で計4万2,000円となっております。

費用弁償は、証人の委員会出席、委員の委員会・準備会出席や弁護士事務所との相談に必要な旅費5万8,000円を計上しております。

筆耕翻訳料は30万円としております。本市では現在のところ議事録作成は全て議会事務局職員が行っておりますが、委員会及び準備会に係る議事録作成について、職員の時間外勤務手当が発生した場合に他の業務との仕分けが困難となり、議決額の範囲内での使途が不明確になります。したがって、委員会等の議事録作成に要する経費については通常業務とは別にすべきとの判断から、要求どおり外部への依頼を認めたものであります。

法律相談委託料は100万円を計上しております。法律分野の専門的な助言・指導に関して弁護士事務所と委託契約を締結するものであります。弁護士事務所からの見積書

に基づき、1時間当たり1万円を単価として、時間数及び相談回数等に乗じて積み上げたものが主な算定基礎となっております。その内訳は、1番目に、証人尋問の手続き及び技術に関する事前勉強会に要する費用が9万7,000円余、2番目に、委員会に先立って論点や議事進行についての指導・助言を受ける費用が23万7,000円余、3番目に、証人尋問に先立って、証人への質問事項について指導・助言を受ける費用が22万6,000円余、4番目に、委員会による調査結果の分析指導に要する費用が23万7,000円余、5番目に、全委員会終了後に委員会が作成する報告書の作成指導を受ける費用が6万4,000円余となっております。6番目に、その他費用として、弁護士に委員会傍聴に来ていただくための日当、報告書以外の文書作成指導に要する経費が概ねのつかみとして10万円となっております。これに加え、事務に要する経費として、交通費、通信費、印刷費等を3万6,000円計上しております。以上が、調査特別委員会の調査に要する補正予算の概要であります。

このたび提案する一般会計補正予算額は、140万円を追加し、補正後の予算総額は、179億0,378万1,000円となります。必要な財源については、普通交付税を充てております。

以上をもちまして、提案説明を終わらせていただきます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（森要）

ただいまの提案につきまして議会事務局長へ質問させていただきます。

発議第4号の前川議員の質問、当初の10万円の経費の根拠は何かと言う質問に対しまして委員長の回答では、その10万円の中には事務費、謝礼、日当、交通費と答弁されました。今回の積算根拠をみますと、委員長が発言された事務費が載っていないということと、それから委員会と準備会が20回ほど計画されておりますが、議会事務局員の残業代、それからそういったものがこの中にはないのではないかと。つまり、ここには計上するのは難しいから出さないということだと思うんですが、どういう判断で先ほどの事務費がなかったのか。さらにこの140万円よりも実際はそういったいろんな事務局の手当てなど、いろんなやることに対してもっとお金がかかるのではないかと。思うんですが、それについての答弁をお願いします。

□議会事務局長（十松昭英）

それではただいまのご質問にお答えいたします。

今ほど言われました事務経費等につきましては、通常経費の中で考えております。厳密に申し上げますと、委員会時に私どもも同席して人件費等も発生するわけですが、それらにつきましては通常の特別委員会等と同じように考えております。

また、今回は外部へ支出する経費ということで予算計上させていただきました。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（中嶋国則）

今の質問について議会事務局長ではなくて、市長部局のほうで答弁するものではないかと思うわけです。

そこで今、森議員が言われたそういった諸経費、前の9月28日か11月28日のときかそのときの話では印刷代もいると言うようなお話がありました。10万円の中身ですけど。どういう経緯で削除されたのか、その辺、議会事務局長でなしに、査定をされた市長部局の方へお尋ねいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□財政課長（野村久徳）

ただいまのご質問にお答えいたします。

予算の査定にあたりましては、今回も通常どおり地方財政法第3条に基づく合理的にそれが成り立っているかということで査定をしております。それが基本的スタンスです。

ただいまの事務費につきましては、私どものほうも議会事務局のほうに確認いたしました。この事務費がこの限度額140万円の中に入るかどうかと言うこの法的な判断については、議会事務局側としては通常経費の中には入らないということで要求されなかったということでございます。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（中嶋国則）

少し、法律的なところで申し上げたいと思います。今の100条調査の設置をするについては100条第11項にしっかりと予算の手続き措置をどうするかということが書いてあります。大変短い文章ですので朗読させていただきますけども、「議会は、100条第1項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めておかなければならない」としっかりとその予算を定めておかなければならないということを地方自治法で規定しています。そしてさらに、「その額を超えて経費の支出を必要とするときは、さらに議会の議決を経なければならない」ということです。ですから森議員が言われたように、140万円を超えるようなことがあれば、さらに議会の議決が必要になるわけです。ですから本日はじめてこの予算の内訳を見させていただいたわけですけども、そういった当初から別枠でというのは地方自治法から逸脱しているのではないかと思いますけども、その辺市長部局の答弁をお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

ただいまのご質問に対しましては、行政実例がございまして、「規定の予算に地方自治法第100条第1項の規定による調査に使用する予算に余裕がない場合は、調査に要する経費の議決の手続きをとるとともにあらかじめ議会側から市長に対し当該調査に要する経費の額を提示して追加予算措置を要求し」とございます。

今回の補正予算の上程は、余裕がないという議会側からの要求に応じ上程するものでございまして、そういった行政実例に基づいた判断で上程をしておるものです。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（森要）

先ほどの答弁につきましては、私は議会事務局が提案したことに対してのことでしたのでそういった聞き方をしたんですが、私は予算説明では詳しく、ただいま市長より内容を述べていただきました。私はあくまでもこれは提案説明としてお聞きしました。

そこで市長にお伺いします。議会の100条委員会において、予算要求を受けて査定されたと思いますが、この要求内容について市長自身、率直にどのように感じたのかをお聞きしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

率直な思いということなんですが、もちろん査定をいたしました。予算の提案権というのは自治法上、市長にしかございませんので議会の決議があつて議決があつたわけですが、予算は私が提案しなければ予算化されないということなんです。

ただ予算の上限額といいますか、枠があらかじめ議決されていると言う中で、どう対応すればいいかという全く経験したことのないケースですので、どういうスタンスで望めばいいのかということをして正直、若干戸惑いがありました。ただ、先ほど財政課長が申しましたけども、通常の予算に補正増額するものでありますから、通常の査定作業と同じスタンスで同様の考え方で議会事務局からの要求に対して査定をするというのを基本的なスタンスとして今回臨んだということでした。

私もこの件については全て査定全体を私のところで議論もいたしましたので、最初見ましたときに思いましたのは、委員会の回数が非常に多いわけでありまして。それで3月末まで実質的にお正月、3月議会をはさみますと非常に日数が少ない中で、準備会を除けば11回、準備会を加えますと20回というような数になるということで、できるのかなということをして正直思ひまして、率直な感想として思いました。

それから委託料が100万円ということで委員会の前、質問する内容、そしてその委員会の後の調査分析からレポートを書くまで、ほぼ全部を委託するという形で、私どもの通常の役所の中の査定であれば、この中でどれだけか自分でできるものはないのかと

議論することは一般によくあることでして、そうした感想をもったことも事実ではありましたが、ただ、そういったことはありましたが、この議場で私も拝聴しておったわけですが、さまざまな議論があつて議会として上限額を決めて議決をなさり、それに基づいての要求があつたということです。その要求内容を尊重するのが私の立場ではないかというふうに考えましたものですから、そうした印象は持ちましたが、今回要求額満額を要求どおり予算化させていただいたということでございます。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（中嶋国則）

この100条調査につきましては、随分前から話題になっておりまして市民の関心も大変高いところにあります。それで、市としては顧問弁護士にそういった相談をされておられると、ここに至るまでですね。その辺の経過をからめて、今この法律相談、弁護士費用100万円かかるわけですが、これはどこのどなたのどういう。弁護士のお名前をお聞きしたいと思います、今申し上げた関連も込めてご説明いただきたいのですが。

◎議長（葛谷寛徳）

調査特別委員長、洞口和彦君は答えられますか。

●飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会委員長（洞口和彦）

今まで委員会の中で検討をしてですね、何箇所かあたれということで最初は委員長と副委員長にお任せするということでした。私たちは3名ほどの方にいろいろお聞きしました。大体お金もざっとしましたけども大体弁護士は2時間で5万円くらい、すごいかかるもんだなということでやったんですけども、その3人の方にあたりましたので、その中から。個人的にはもっとあたっておるんですけども、その中から選びたいと思っております。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（中嶋国則）

私が質問したい意図が少し通じていないような気がします。私は顧問弁護士に今まで相談しているんだから安くおさえられるんじゃないかできるんじゃないかという意味で質問申し上げているんです。この100万円は端的に言って高いと、それを顧問弁護士に依頼するならばもっと安い費用でできるんじゃないかということです。どうも回答がいただけませんでした、まだ議決するまではその弁護士の名前は公表できないということかもしれませんが、その辺顧問弁護士になぜ依頼するという、そういう検討を市当局としてはどのようにされたのかということをも市民に分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

△市長（都竹淳也）

顧問弁護士は市政の法律上の相談等々についての顧問契約をしているわけですし、今

回は議会がなされる調査特別委員会のことであってそういうことは全く別物であるという私どもの認識です。したがって今契約している顧問契約の範囲内でやっていただくというのは当然ないものであると考えたものですから、こうした法律事務所への委託が上がってくるのもある意味当然だろうというふうに思いました。

ただ、もちろん先ほど申しあげましたようにその金額高、内容はどうかということは査定の観点としてありましたけども、市の顧問弁護士をこれに充てるということは、当初からその契約上考えていなかったということです。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（中嶋国則）

私はやっぱり市民の尊い税金を100万円も顧問弁護士費用に使うということでしたら、もっと慎重に顧問弁護士にお願いしたほうが、今まで相談してあるはずですから、年間顧問料を払っている中で対応もしていただけるはずなんですね。そうすると今回の100条調査についても安くできるというのを私そういう確信をもっております。それが今の市長の答弁では返事をいただけませんでしたけど、その辺もう少し、答弁できればありがたいんですけど。

△市長（都竹淳也）

今ほど申し上げたとおりなんです。元々契約があって顧問契約をしているわけですから、その範囲で市政に関することであるこれは議会の話なんです。この話はですね。ですからそもそも契約が違うというのが基本です。それからもう1点重要な点を指摘させていただきたいと思いますが、今回市の職員あるいは市政の中の問題として、いろいろ証拠の提出、証人の要請がある可能性があるわけです。そうしますとこれはむしろ、市の組織としてどういうふうに対応するかを顧問弁護士に相談することはあるだろうと思います。それと同じ弁護士がいれば証人として、質問していただくほうと同じということではあまり適切ではないのではないかと思いますので、やはりこれは法律相談が必要とされるのであれば別の方に別の委託契約を結ばれるのが筋であろうとこのように考えております。

○5番（森要）

先ほどの市長へのどのように思っているかということをお聞きしました。その答弁の中で私も全く同じようなことを思っております。3月までにまとまるのかどうか非常に疑問を持っております。

そして、ここにあります指導とかよく委員会の議事進行の指導とか、証人喚問への指導ということですが議員の役割というのがあまり明記されておられません。議員の皆さんは今までコンサルなんかは外に発注せずに、自分たちだけでしっかりやれよという指摘がありましたけども、今回なぜ議員は、自分たちが何をするかについてないように思っております。例えばこの委託料の2と3に報告書の作成とかありますけども、こうい

ったものはやっぱり議員がまず作るのか、事務局に任せるのかその辺が分からないので、各委員はそういった議員の役割をしっかりと話されたのかどうかをお聞きします。

●飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会委員長（洞口和彦）

議論されていることについて特に顧問弁護士の話も出ました。顧問弁護士やったら市から出しているのだから安くできるんじゃないかということでもございましたが、先ほど市長が言いましたようにそういう形で相対立しているということで難しいということで他の方にあたるということになりました。

今の議題もなんとかできないか、できるだけ安くするために。実は議事録も委員の中で順番に書いていったらどうだろうと言う意見まで出ました。しかし、質問しながらそんなことは到底無理だということでもございましたし、それから調査報告書等々について、瑞穂市のいろんな資料も見ましたけども、大体どこでも同じような今の求めている内容で契約されているのが現実でもございましたので、そのように委員会の中では決めさせていただきました。

○9番（中嶋国則）

先ほどの市長の答弁で立場が違うから弁護士も変えた方がいいんだというようなお話でしたけども、やはり市民から見たらどれだけでも安い費用で100条調査をするのが市民に対する責任だと思うんですね。弁護士のことについてはさておき、もう1点、先ほどの意見で森議員から職員の残業手当はどうするんだ。あるいは20回も会議をするということですが、やっぱり20回するとその都度、会議の印刷費等も必要になってくるわけです。そういったことは地方自治法第100条第11項で「はっきりする」と書いてあるわけですから、140万円がオーバーするようなことがありましたらしっかりと議会にまた再提出するということになってまいりますので、その辺を踏まえて慎重に行っていただきたいと思います。答弁はいりません。要望ということでお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第163号については、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第163号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論は

ありませんか。

〔2番 井端浩二 登壇〕

○2番（井端浩二）

反対の討論をさせていただきます。私はこの件があったことについては大変残念に思いますが、監査委員が中心になって調査した結果を尊重しますし、職員については既に処分もされていますのでこの件について決着済みというように私は判断をしています。

ですから弁護士費用を含めた今回の補正については反対でございます。裁判や損害賠償等で弁護士を使う分については仕方ないと思いますが、言った言わないだ、指図したしなんだについての弁護士の使用については反対でございます。そして、議事録作成についてもなんとか自分たちでできるような体制をとるべきではないかと思ひますし、証人の費用としては必要な部分もありますが、今回の弁護士費用を含めた補正予算については反対をさせていただきます。以上です。

〔2番 井端浩二 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

次に賛成討論はありますか。

〔6番 中村健吉 登壇〕

○6番（中村健吉）

議長のお許しを得ましたので、このたびの提案について賛成の立場で意見を言わせていただきます。

そもそもこの100条委員会というのはなぜ認められたのか。今一度考えてみたいと思います。事の起こりは15年前、平成14年から平成15年にかけてです。そして過去2回に渡って100条委員会を設置してほしいという市民の負託を受けた議員の提案、それが否決されております。過ぎたこととしてそして仕方ないことだ、そう見逃してしまっていていいことなのか。飛騨市の行政の根幹を無視する大きな問題ではなかったかと思ひます。

発覚して5年以上経過しても納得できない市民の皆さんは大勢いらっしゃいます。そして本当のことをしっかり説明してほしいという声をあちらこちらから私たち議員は聞いておると思ひます。この市民の要望に対してしっかりとした冷静な、そのありようを説明することは議員としての当然のことであり、また飛騨市の誇り、それを取り戻すことでもないかと思ひます。そういった中で現在、先ほど話がありましたけども、処分を受けた方もみえる。あるいはもう引退された方もみえる。それは事実であります。そして私たちは市民の委託を受けて話を聞こうとするときに、そういった方々に対してあくまでも基本的人権を守ることは何よりも大事なことでないでしょうか。話の中で「気の毒に犠牲になった」そう言われている方もみえるわけです。

どちらかというとい憶測やあるいは憤りそういったものがある、この履歴詐称事件については私たち議員が本当に、先ほど言いましたけども冷静な立場で事の起こり、そして

どのような経過を経たのかということをご様に分かりやすくお知らせすることは議員として当然のことであると思います。その中で先ほど言いましたけども、かつて調査委員会でいろいろと調べられた方にもう一度聞いたりするわけですが、やっぱりその方たちの人権を守るためにこういう聞き方をしていいのか。こういうことを質問していいのか。100条委員会というのは私も経験したことがありません。また議員も誰もが経験したことがないと思います。でもその中で自分たちの活動、行動その指針になること大事なこと、それを教えてもらうこと。それがなぜお金で評価されなきゃいけないんでしょうか。

この弁護士を頼むということは、当然いろいろと聞く委員会のものについてのやっぴいいこと、人権を侵さないその範囲を守ることでもありますが、同時に聞かれるその方たちの人権を守ることでもあるわけなんです。

何度も言いますが本当に市民が納得できる、もう13年も前の話、そして2回も否定された、5年間悶々とされている市民の皆さん方の気持ちを押し量って、しっかりとした形の公明正大なそういう委員会報告をできる。その助けとして弁護士を依頼することについては絶対に必要であると思います。したがってこの案件については賛成をしたいと思います。以上です。

〔6番 中村健吉 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに討論はありませんか。

〔5番 森要 登壇〕

○5番（森要）

私は反対の立場から討論をさせていただきます。

中村議員のただいまの賛成討論、私もそのとおりで思っております。基本的な人権を守っていくそれは大切なことです。それならなぜ最初のときに10万円のときになぜそこでやらなかったのか。

賛成者の方そのときの野村議員は当日に賛成を求めたと言いました。委員長には事前に話した。そんな大事なことを当日の議会運営委員会するときかもしれません、「おい、どうや賛成してくれるか」と、そんなようなことで賛成したというのは浅はかだったと思うんです。もっと最初にそれは本当に大丈夫なのかな。10万円でどうかな。最初のときそれもせずにおって、やりよったらこれはちょっとおかしいぞ。もうちょっとがんばらんとおかしいということで130万円になってきたということが事実ではないかと思えます。

あのとき監査委員が報告されたことを見ているかという質問では、全然見ていないという方もいました。私は勉強しました。勉強させてもらって結果報告も聞きました。そしたらこれはあくまでも当事者の上司の方々はやっていないと明らかになっていたんです。ただ、それを当時の上司がもしかして決裁のときの関連のことで注意を受けること

はあるかもしれませんが、既に退職してしまったということがあって、これは既にできたということがありました。それならば監査委員の言われたこと、各議員が支援者の方に説明責任をしていなかったのは皆さんではないかと思うんです。私たちはしっかりとそのことを報告しました。そしたら「そうかなるほど」とそういう方もみえるんです。つまり今、これをやられる方々は自分たちの地元の方にこういうことはこういう経過やということを説明責任をしていなかったことが第一の原因だと思っています。

議員なりの説明ができると委員長は言われました。それならそれで、本当に議員なりの説明の仕方があるのではないか。今までの経費がかかかっていくとさらに150万円になっていくと思います。そういう大きなお金を使うことに対して、大事なことに使うんじゃないですよ。しかし、それがあんならもっと他のことにまわせることがあるんじゃないかと。これはもう解決している。

ただ、説明疑惑のことは誰がやったかわかりません。しかし、それは既に処分されたことであり、それをあえてまたやろうとすること自体、それは洞口委員長はそういうことを言われましたが、もう一人の方は当時の上司の方をなんとかしたいというのが新聞にも出ていました。だから根本的に同じ委員の中でも違うわけですよ。そういう中では10万円が140万円にさらに増えるということは非常に不適切であるということを考えておまして、私はそんな立場で反対をいたします。

〔5番 森要 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

次に賛成討論はありませんか。

〔10番 洞口和彦 登壇〕

○10番（洞口和彦）

賛成の立場で討論いたします。100条委員会がスタートしました。私も委員長なりにいろいろ調べて頑張っているのが現状でございますが、いろいろな場面です、不明な点とかございまして、今総意の中でなんとか弁護士を認めてもらって進めていこうという話になっております。

実は監査委員より平成24年2月24日に出された監査結果について「これ以上でもこれ以下でもない」とそういう発言がございました。しかし、その中でも、国税審査会に提出された税理士試験免除申請書について、これは閲覧もできない、当の本人も控えを取っていないということです。情報公開請求しても不開示という返答で、どのように履歴書が作成されるのか。どのように履歴書が添付されたのか真実が究明されていませんでした。

また、人事給与システムにおける元職員の履歴修正は、平成15年3月27日と推測されていますが、訂正入力を誰が命じ誰が入力したのか、確認されていません。関係人の監査の中でいろいろ読んでみますと、森議員もかなり読まれたと思いますが、肝心な場面ではですね「覚えていない」、「〇〇かもしれない」と不確定な答えが多くございま

す。

真相の究明が期待される地方自治法第100条第1項に基づく調査は、関係人の出頭及び証言、並びに記録の提出の請求等、調査対象になる事情も広範囲でございます。権限の適正行使や法律に定められた権限を適正に発動し、調査を行うために弁護士の専門的な知識や助言が必要であります。また、議事録の作成や調査報告のまとめについても多くの時間や専門的な知識が必要です。証人に対する謝礼や費用弁償も必要です。

よって今回の補正予算は100条委員会が調査の実効性をあげるため、権限を十分に遂行するため、真相を究明するためにぜひ必要な経費でありますので賛成をいたします。

〔10番 洞口和彦 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに討論はありませんか。

〔12番 森下真次 登壇〕

○12番（森下真次）

私は、この補正予算に対しまして反対の立場で討論をいたします。

私は苦労はあると思いますけども、当初これを提案されましたその人達が10万円以下ということでやろうということでありました。苦労は多いと思いますが、この10万円でなんとかいくのが本来の姿であるというふうに思います。

それからですね、今回の費用の明細の中に弁護士費用、20円掛ける40キロメートル掛ける6回で4,800円が出ておりますが、これは当初10万円の内の一部であると理解をいたします。私はこの130万円が弁護士費用と聞いておりますので、当初はこの4,800円は含まれていないと考えます。

以上、理由を申し上げましてこの補正予算に反対をいたします。

〔12番 森下真次 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

次に賛成討論はありませんか。

〔11番 野村勝憲 登壇〕

○11番（野村勝憲）

私はですね、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど森議員からですね、100条委員会の委員はどんなことをやっているのか、しっかりやっているのかというお話がありました。今まで3回委員会をやったと思います。きょう、本会議が終わった後4回目をやります。その間、それぞれの立場で資料が出ております。しかし、残念ながらコピーができないということで、議会事務局でそれぞれ目を通されていると思います。

今現在、私がやってきたことを若干披露させていただきますと、これがここに書いています問題点含めて、大体資料もありますけども具体的に落とし込んで、既にストーリーと何が問題なのかということと、さらに先ほど洞口議員が言われたように、実は新し

い事実が出てきておるわけですよ。新しい事実が。特に捏造された履歴書の中で、一つだけ披露しておきます。

例えば当時の町長の印鑑が押されています。2枚あります。同じ日付で。議員の皆さんも一度確認してください。一方はしっかりとした判こです。一つは。もう一つは、これはどなたが書いたのか分かりませんが、私なりに理解すればタイトルがありませんので、推薦文というふうには私は理解しております。その判こを見ますと当然、町長印です。それがぼやけています。さらに位置が違ってきます。上と下で。明らかなのは、これは一人がやったのではないかと、二人が関与したんだなということが明白になってきていると思います。これは私の推測です。

そういうことを含めてさらにもっと言いますと、皆さん時系列的にですね、時系列的に追っかけてみてください。阪下弁護士。「議長」と呼ぶ声あり。発言する者あり）賛成討論で資料として言っているわけですよ。（発言する者あり）はい。賛成討論として（発言する者あり）賛成討論として言っているんですよ。（発言する者あり）聞いてくださいよ。黙って。（不規則発言あり）それで弁護士のことですよ。それで阪下弁護士とあるいは端元弁護士と相談ということも履歴の中に残っているわけですよ。したがって、行政のほうとしては先ほど市長も言われました。言われましたが、弁護士は行政の方としてはやはり職員をきちっと守らなきゃいかんということで整えていらっしゃいます。趣旨は、私も議会として弁護士をという形でこれだけの問題がまだまだあります、疑問点が。これは我々だけではなくて、専門的なアドバイザーとして弁護士をお願いしなきゃいかんということをお願いしたわけですよ。そういうことでなんとか真実を市民の皆さんに捧げたいということと、先ほど中村議員も言われましたけども、これだけの市民の皆さんから手紙をいただいています。中身は、事務局にありますので一読してください。

以上で賛成の討論として終わります。

〔11番 野村勝憲 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに討論はありませんか。

〔9番 中嶋国則 登壇〕

○9番（中嶋国則）

反対討論をする前に一言申し上げたいと思います。

ただいま、野村議員は新しい事実が出てきたとおっしゃいました。野村議員以外の方はそんな資料も何も見ておりません。もう1点、私の推測ですがと（発言する者あり）いやいや、反対討論ですが、反対討論をさせていただきますけれど、（発言する者あり）新しい事実が出てきたとおっしゃいましたけども、野村議員以外の方はそんな資料も何も見ておりません。それをこの場で議論するということがまず、（発言する者あり）的外れだと思いますし、もう1点、「自分の推測ですが」と先ほど発言されました。（発言する者あり）自分の推測で新しい事実が分かった、そして2名いると。（発言する者あり）

それは推測であってそんなことを今ここで賛成討論の場として言うということはいかがと思います。(発言する者あり)

これは前置きです。(発言する者あり)

私も先ほど都竹市長に申し上げました。顧問弁護士が今までいろんな100条調査に関して相談をなさっております。そうすると今までの経験といいますか聞かれたことを参考にすれば飛騨市としては顧問弁護士に顧問料を払っております。その中で対応できる部分も確実にあるはずですが、そうすれば100万円という弁護士費用は安くできるとそういうことが考えられますし、(発言する者あり)もう1点言いますと140万円の議決を越すような職員の残業手当、あるいは20回に及ぶ会議資料、印刷費そういったものがここに含まれていないということを考えるときにまずもってこの提案は大変遺憾である。市民にとっても残念であるということを思いますので、反対討論といたします。(発言する者あり)

[9番 中嶋国則 着席]

◎議長(葛谷寛徳)

これで討論を終結し、これより採決をいたします。議案第163号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長(葛谷寛徳)

起立多数です。よって議案第163号は、原案のとおり可決されました。

◆日程第30 意見第1号 免税軽油制度の継続を求める意見書

◎議長(葛谷寛徳)

日程第30、意見第1号、免税軽油制度の継続を求める意見書を議題といたします。本案について説明を求めます。

[産業常任委員長 洞口和彦 登壇]

●産業常任委員長(洞口和彦)

免税軽油制度の継続を求める意見書、上記事件について別紙のとおり発案する。平成28年12月14日提出。提出者、飛騨市議会産業常任委員会、委員長、洞口和彦。

免税軽油制度の継続を求める意見書。これまで飛騨市の冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、平成30年3月末で廃止される状況にある。

飛騨市におけるスキー場産業は、これまで冬季観光産業の発展と関連産業も含めた雇用の増大、確保に重要な役割を果たしてきているが、年々減少するスキーヤーやスノーボーダーなどの入場者数の減少に歯止めがきかず、毎年厳しい経営状況となっている。

スキー場では、索道事業者が使うゲレンデ整備車や人工降雪機、駐車場除雪用重機などに使う軽油が免税となっており、この免税軽油制度が廃止されれば、スキー場経営に

大きな負担増を強いられ、本市の観光産業など経済全般に大きく影響することが危惧される。

特にスキー場は農閑期の雇用を支える場所でもあり、地域住民の日常生活への影響に懸念を抱くところであり、この制度は、地域活性化と雇用促進、スポーツ振興の観点からも有効であることから、その継続が強く望まれているところである。

よって、国においては、観光など幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年12月14日、岐阜県飛騨市議会。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣。以上です。

[産業常任委員長 洞口和彦 着席]

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、意見第1号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって意見第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結しこれより採決をいたします。

意見第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

異議なしと認めます。よって、意見第1号は原案のとおり可決されました。

◆閉会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

△市長（都竹淳也）

閉会にあたりまして、一言御あいさつを申し上げます。

今議会一般会計、特別会計の補正予算はじめといたしまして、条例の改定や改正など多数の案件につきまして、17日間慎重な御審議を賜りまして、また全議案をご決定いただきましてまことにありがとうございました。

本会議並びに各委員会を通じまして皆様方から賜りました数々の御指摘、御意見につきましては、しっかりと受けとめさせていただきまして、改善できるものは速やかに改善し来年度予算、今後の市政の推進に反映させてまいりたいと考えております。

本年も残すところ僅かとなりました。年末に向かう折、皆様方にはくれぐれもご自愛をいただきまして、ご健勝でよい新年を迎えられることをお祈り申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で市長の発言が終わりました。

ここで閉会にあたり私からも一言、御礼を申し上げます。

今定例会は、11月28日から本日までの17日間にわたり熱心にご審議をいただきまして、また市民から期待される議会といたしまして活発にご議論をいただき、誠にありがとうございました。

ことしは都竹市長のもと3月、6月、9月、12月と4回の定例会を開催し、それぞれの定例会で盛りだくさんの政策が可決されました。来年はこれら一つ一つの政策が花開くことと思います。また素晴らしい年であることを願い、御礼のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

それでは本日の会議を閉じ、11月28日から17日間にわたりました平成28年第5回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後4時20分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（2番） 井端 浩二

飛騨市議会議員（3番） 澤 史朗